

■提案課題1

工業団地の拡張・北部産業業務団地の整備に伴う課題について

➤市からの回答

○外国人住民の増加について

- ・市内において、外国人住民の増加によるトラブルは発生しておりませんが、困りごとがある場合は、地域づくり課に相談してください。また、市の国際交流に関する事業を受託している北上市国際交流ルームでは、外国人の方からの相談に対応しています。
- ・地域からごみの分別に関する相談が寄せられることがあります。市では、外国人が適正にごみ出しができるよう外国語版のごみ分別資料（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語）を作成し、転入の際に配布しています。資料が必要な場合は、市環境政策課で配布可能です。また、地元での指導が困難な場合は、地域の市公衆衛生指導員を通じ環境政策課へ連絡をお願いします。

○北部産業業務団地について

- ・令和4年度から造成工事に着工していきます。
- ・産業業務団地の造成にあたっては、団地外周に20m以上の緩衝帯を配置します。この緩衝帯は周辺環境に配慮し、緑地として企業に分譲することなく、北上市が管理していきます。また、中学校が近接する団地北側の緩衝帯には樹木を植栽し、小・中学校の教育環境のほか、近隣の住宅環境に悪影響が出ないように、最大限の配慮をします。

○北上工業団地の交通安全対策について

- ・北上工業団地については、現在、北上市や岩手県の公共工事により、ダンプトラックをはじめとする大型工事車両が多くなっています。
- ・北上市の発注工事では、これまでも工事受注会社に対し、特に大型車両の道路使用にあたっては、通勤通学の時間を避けるように指示し、交通安全対策を徹底させているところです。今後も、改めて受注者に安全管理を徹底させ、車両通行においては交通ルールの遵守を徹底するよう指示していきます。

- ・工業団地内で開発を進める企業には、北上市から交通安全については特に徹底するよう、強く求めています。
- ・北上市では交通量の増加対策として、北上工業団地周辺において右折レーン設置、交差点改良、道路新設を行っています。また宿成田線の道路拡幅工事が令和4年度までに完了予定です。
- ・今後、横断歩道設置など、特に通学路の安全対策については関係部署と協議の上、進めていきます。併せて、信号機を設置するよう県に要望します。

○北工業団地へのアクセス道としての飯豊成田線の2車線化について

- ・令和元年度の市政座談会でも回答しているところですが、国道4号から東側の部分については、現在の1車線6m（有効幅員5m）から、将来的に2車線7m（有効幅員6m）への拡幅により、センターラインを設置してスムーズにすれ違い通行ができるよう整備が必要と考えています。

○飯豊北線開通に伴う渋滞対策について

- ・飯豊北線の開通により利便性が向上した一方で、交通量が増加しており、今後更なる周辺環境の変化により、渋滞や交通事故の発生が懸念されるところです。
- ・当該交差点における右折表示については、今年度岩手県警察本部交通規制課に上申予定であることを北上警察署に確認済みです。
- ・今年度、事故の未然防止のため、飯豊北線と飯豊成田線の十字路交差点において、信号機を設置するよう県に要望します。

■提案課題2

スマートICについて

➤市からの回答

○経緯

- ・飯豊地区へのスマートIC設置については、遠隔地から県立中部病院への救急搬送時間の短縮や市内企業の物流機能効率化が見込まれますが、一定の利用見込みが前提となります。
- ・キオクシアほか関連企業の進出に伴い、これまで北上工業団地周辺の道路整備を進めてきました。現在は飯豊北線が開通し、また国道

4号についても拡幅工事が着手されていることから、今後交通量は分散されるものと考えています。

○花巻スマートＩＣの状況

- ・花巻市における「花巻パーキングエリアスマートＩＣ」の設置については、令和元年９月に、事業化が決定されました。現在は令和５年度までの供用開始に向けて事業化に着手していると聞いています。

○今後の市の方針

- ・花巻市のスマートＩＣと飯豊地区は近接していることから、当該スマートＩＣが供用開始した後、その利用状況や、周辺道路の状況、需要動向等を検証したうえで、飯豊地区への設置の必要性があると判断した場合には、北上市としても設置に向けた検討を進めて参ります。

■提案課題３

熊対策について

➤市からの回答

- ・鳥獣を捕獲する方法は、「個人の狩猟」、「県による指定管理鳥獣捕獲（個体数調整）」、「市町村による有害鳥獣捕獲」があります。
- ・ツキノワグマは、保護動物に指定されているため、基本的な対策は「追払い」になりますが、ツキノワグマによる人身被害や農作物被害の発生又は発生のおそれがある場合は、市による有害鳥獣捕獲が認められております。ただし、有害鳥獣捕獲であっても、ツキノワグマは保護動物であるため、クマ本来の生息域に立ち入った捕獲は禁止されています。
- ・北上市鳥獣被害対策連絡協議会（事務局：農業振興課）では、出没が多い地区の自治振興協議会等からの要請に基づき、追い払い用の「煙火^{はなび}」を配布しております。
- ・クマは嗅覚が鋭く、非常に執着心の強い動物であり、誘因される食べ物等の匂いによって行動し、その移動距離は１日で何十kmも移動すると言われています。

- ・万が一クマが出没した際には、被害に遭わないために、いち早く出沒情報を取得することが重要ですので、市では、「いわてモバイルメール」により出沒情報の発信に努めています。
- ・今後、夏から秋にかけて、クマの出沒が多発する時期となりますが、人身被害等を防ぐために、地域・個人でも誘因物排除や刈り払い等の対策とモバイルメール登録を進めていただき、クマ情報を入手した際は、周辺の市民や地域の皆様へ注意喚起していただくよう、御協力をお願いします。